

2020年7月13日版

株式会社USEN ICT Solutions

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 ビジネス Wi-Fi (AN) (以下「本サービス」といいます。) はアルテリア・ネットワークス株式会社 (以下「特定協定事業者」といいます。) のサービスを利用して、当社が再販事業者として提供するサービスです。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款 (以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。) を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

2 当社は特定協定事業者約款、第6条 (提供サービス項目) の「利用機器レンタルサービス」、および第5章 (レンタル) は適用しません。

第5条 (料金の支払い義務)

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日の翌月1日から起算して (但し、提供開始日が月の初日の場合は提供開始日から起算) 本サービスの提供終了日の属する月分まで発生するものとし、当社の指定する期日までに当社が請求した金額 (消費税等相当額を含む) を支払っていただきます。なお、本サービスの提供開始日は当社から書面にて利用申込者へ通知いたします。

2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

第6条 (申込みの取消し)

当社が利用契約の申込みを承諾した日後、契約者が利用契約申込みの取消をした場合は、契約者の取消までに当社が負担した利用機器の手配代金、ライセンス料 (契約期間の残余課金期間に対応する本サービスの月額料金の額)、キッティング代、導入に要した構築、設計費、設定作業費、工事費等の実費を契約者に支払っていただきます。ただし、契約者の責めによらない理由により、利用契約の取消があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその一時金が支払われているときは、当社は、その一時金を当社所定の方法により返還します。

第7条 (最低利用期間および更新)

本サービスの最低利用期間は提供開始日の翌月 1 日から起算して（但し、提供開始日が月の初日の場合は提供開始日から起算） 1 年間とします。本サービスの更新月は、提供開始日の翌月 1 日から 12 ヶ月後とし、以降同月が更新月となります。更新時には、新たに 1 年間の契約期間が設定されます。

2 当該最低利用期間内、又は更新後の契約期間内に、当社との利用契約を解除された場合、又は契約者の責に帰すべき事由により当社が解除を行った場合は、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を支払っていただきます。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

第8条 （契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、自ら利用契約の解除を行う場合、解除日を指定し、その 2 ヶ月前までに当社所定の書面により USEN GATE 02 取扱所に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。なお、指定の解除日に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除日を指定し利用契約を解除するものとします。

第9条 （付加サービスの解除）

当社は、契約者が付加サービスの解除を行おうとするときは、解除を希望する日の 2 ヶ月前までに、その旨を USEN GATE 02 取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2 当社は、契約者がその加入契約を解除し、または解除されたときは、当該加入契約に係る付加サービスを解除します。

第10条 （当社が行う加入契約の解除）

当社は、契約者が加入契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、加入契約を解除することができます。

2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告なくして直ちに加入契約を解除することができます。

- (1) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
- (4) 解散の決議をなしたとき
- (5) 違法行為をなしたとき
- (6) 本契約に違反したとき
- (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
- (8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき

3 前 2 項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

4 当社は、当社と契約者が合意の上決定した、利用機器の設置予定日の属する月の翌月末を過ぎても、契約者都合によって本サービスの提供が開始できない場合は加入契約を解除することができます。

第11条 （不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、加入契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該加入契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第12条 （損害賠償額）

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社及び特定協定事業者に損害を与えたときは、契約者は「特定協定事業者約款」の規定に従う他、当社及び特定協定事業者に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社又は特定協定事業者が、当社又は特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、「特定協定事業者約款」の規定に従うものとします。

第13条 （個人情報の取扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第14条 （個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第15条 （個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

第16条 （反社会的勢力に対する表明保証）

加入申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

第17条 （準拠法）

本サービス契約約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第18条 （合意管轄）

当社は、契約者と当社の間でこの約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

「クラウドWi-Fi エントリーサービス利用規約」
<https://www.arteria-net.com/business/download/>

2. 料金表 (すべて税抜き表示)

第1表 本サービスに係る月額利用料金

第1-1表 本サービスに係る月額利用料

科目	単位	金額
基本サービス (Aruba207) ※新規受付終了	1の利用機器ごとに月額	2,200円
基本サービス (Aruba303)	1の利用機器ごとに月額	2,200円
基本サービス (Aruba305)	1の利用機器ごとに月額	2,600円
基本サービス (Aruba505)	1の利用機器ごとに月額	2,600円

第1-2表 付加サービスに係る月額利用料

科目	単位	金額
SNS 認証オプション	1の利用機器ごとに月額	800円

第2表 本サービスに係る一時金

第2-1表 本サービスに係る一時金

科目	単位	金額
事務手数料	1の利用機器ごとに	5,000円
利用機器 (Aruba207) ※新規受付終了	1の利用機器ごとに	30,800円
利用機器 (Aruba303)	1の利用機器ごとに	30,800円
利用機器 (Aruba305)	1の利用機器ごとに	54,000円
利用機器 (Aruba505)	1の利用機器ごとに	60,000円
マウントキット (AP-220-MNT-W1)	1の利用機器ごとに	1,800円
マウントキット (AP-MNT-MP10-E)	1の利用機器ごとに	2,500円
AC アダプタ	1の利用機器ごとに	4,000円
設置作業費用	1の作業ごとに	個別見積

第2-2表 付加サービスその他手続きに係る一時金

科目	単位	金額
固定 IP アドレス設定料金 (1台目)	1の利用機器ごとに	16,000円

固定 IP アドレス設定料金 (2 台目以降)	1 の利用機器ごとに	3,200 円
移設登録料金	1 拠点ごとに	5,000 円
設定変更料金 (月 11 回以上の変更に要する料金)	1 申請ごとに	8,000 円
MAC アドレス登録作業 (1-50MAC アドレス)	1 申請ごとに	8,000 円

(以下余白)

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
アルテリア・ネットワークス株式会社	株式会社USEN ICT Solutions

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
クラウドWi-Fi エントリーサービス	USEN GATE 02 ビジネスWi-Fi (AN) サービス

(以下余白)